（変更の届出）

第百三十三条の四　法第三十五条の十七の六第一項の届出は、様式第二十六の三による届出書を提出してしなければならない。

2　法第三十五条の十七の六第三項において準用する法第三十五条の十七の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　その変更に係る事項を証する書類

二　その変更が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及び第百三十三条の二第二項第五号に掲げる書面（法第三十五条の十七の五第一項第五号に係るものに限る。）

［新設］

（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の調査等）

第百三十三条の五　法第三十五条の十七の八第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　クレジットカード番号等取扱契約を締結しようとする販売業者若しくは役務提供事業者（以下「加盟申込店」という。）又はクレジットカード番号等取扱契約を締結したクレジットカード等購入あっせん関係販売業者若しくはクレジットカード等購入あっせん関係役務提供事業者（以下「加盟店」という。）に関する基本的な事項

二　加盟申込店がクレジットカード等購入あっせんに係る販売の方法により販売しようとする商品若しくは権利若しくは提供しようとする役務又は加盟店がクレジットカード等購入あっせんに係る販売方法により販売する商品若しくは権利若しくは提供する役務に関する事項

三　加盟申込店が講じようとし、又は加盟店が講じる法第三十五条の十六第一項及び第三項並びに法第三十五条の十七の十五に規定する措置に関する事項

四　加盟申込店又は加盟店がクレジットカード等購入あっせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に関して行つた法第三十五条の三の七各号のいずれかに該当する行為の有無及びその内容

五　加盟申込店又は加盟店がクレジットカード等購入あっせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に関し、前号に掲げる行為をすることを防止するために必要な体制の整備の状況に関する事項

六　加盟申込店又は加盟店によるクレジットカード等購入あっせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況

七　加盟申込店又は加盟店がクレジットカード等購入あっせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に関し、前号に掲げる行為（第四号に該当する行為を除く。）をすることを防止するために必要な体制及び当該加盟申込店又は当該加盟店によるクレジットカード等購入あっせんに係る業務に関する苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備の状況に関する事項

八　前各号に掲げる事項のほか、加盟申込店又は加盟店によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要かつ適切な事項

［新設］

第百三十三条の六　法第三十五条の十七の八第一項の規定により前条各号に定める事項の調査については、次項から第九項までに定めるところによる。ただし、前条第六号及び第七号に定める事項の調査については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによることができる。